

事 務 連 絡

令和4年7月21日

医療・福祉事業代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

子育て支援課長

保育所等の休園時に利用可能な制度について（情報提供）

本県では、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大しており、十分に注意していても陽性となる可能性が高い状況が続いております。

こうした中、貴事業所等で従事している職員の子どもさんが利用している保育所等が休園となった場合には、当該保育所等での個別対応のほかに、一時預かりやファミリーサポートセンターの利用も可能ですので、あらかじめ、普段利用している保育所等や、お住まいの市町の児童福祉担当課にご確認ください。

担 当

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

子育て支援課 保育・幼稚園係 吉田

T E L : 089-912-2412

F A X : 089-912-2409

E-mail: yoshida-masatsugu@pref. ehime. lg. jp